

経過措置等について

1. 経過措置の扱い

「揮発性有機化合物(V O C)の排出抑制のあり方について(意見具申)」の記述	法規制の適用に当たっては、V O C の排出抑制対策を実施するために、施設の種類によっては施設等の大幅な改変が必要な場合など技術的な制約もあり得ることから、既設の施設に対しては、施設の種類に応じ段階的な対応とすることも検討すべきである。
第 1 回排出抑制専門委員会における審議結果	2 年後の法施行までに対策を講じるのが基本であるが、迅速な対応が技術的に極めて困難な施設については、例外として検討する。 経過措置の検討に当たっては、V O C の排出抑制の目標が平成 22 年とされていることに留意すべき。

2. 排ガスの希釈への対応